

入札に参加しようとするものが準備すべき書類一覧

(再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類)

- ・ 「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までに一連の行程図」(別紙1)
- ・ 再商品化事業者が排出する残渣の処理の委託に係る産業廃棄物処理委託契約書の写し及び収集運搬事業者並びに処分事業者の許可証の写し(別紙1添付)
- ・ 「再商品化工程」、「工程に沿った物質収支」(ガス化の場合は「物質収支管理表」)(別紙2-1)
- ・ 「再商品化工程説明」(別紙2-1添付)
- ・ 「物質収支総括表」(別紙2-2)
- ・ 「機器リスト」(別紙2-3)
- ・ 「再商品化製品の品質を確保するための措置」(別紙3)
- ・ 「生活環境に係る被害を防止するための措置について」(別紙4)
- ・ ~~「再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳」(別紙5) (→落札後作成)~~

- ・ 「分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者」(別紙6)

分別収集物の運搬を、再生処理事業者以外の事業者が行う場合は、(公財)日本容器包装リサイクル協会が定める「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」に基づき、再生処理事業者を代表再商品化事業者とするジョイントグループを形成する場合に限る。また、収集運搬業者が産業廃棄物又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する場合は許可証の写しを添付し、これらを有しない場合は、当該事業者の役員全員の住民票(本籍地の記載のあるもの)を提出すること。

- ・ 「積替施設一覧表」(積替え又は保管を行う場合)(別紙7)
- ・ 「処分施設一覧表」(別紙8)
- ・ 「一般廃棄物処理施設の設置許可証」又は「一般廃棄物の処理施設の譲受け等の許可証」及び「使用前検査済み証の写し」

その他、必要な許可・届出がある場合は許可証、届出の写し(別紙8添付)。

- ・ 「再商品化により得られた物の利用事業者一覧」(別紙9)
- ・ 「再商品化製品引き取り同意書」(別紙9添付)
- ・ 競争入札参加申請日時点で連続して1年間以上、プラスチック資源循環促進法第33条第1項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類(契約期間が明記された契約書の写し等)(添付資料2-2)

- ・ 管理体制、管理責任者、作業員等の人数(交代制で作業する場合、一直当たりの作業員数を記載した書類(添付資料6①-1))
- ・ 再商品化に直接関わる組織、管理体制、操業計画(再商品化施設の操業カレンダー)を記載した書類(添付資料6①-2)

※ 管理体制には、責任者から作業員の所属する部署を記載。なお、分別収集物の受入、再商品化管理(日報、月報、年報含む)、品質管理、安全衛生管理は管理者ごとに役割を明示のこと。

- ・ (手選別を行う場合)手選別ラインのコンベアへの時間当たりの投入量、コンベアの仕様(長さ、幅、本数、常用速度)、コンベア毎の配置人数、作業項目毎の人数、1人当たりの処理能力等を記載した書類(添付資料6①-3)

- ・（大規模施設（申請処理能力が10,000 トン／年以上）の場合）社内管理体制（組織、安全管理を含む）、工場内の物流計画（設備と製品等置場間の物流通路、運行回数、手段、担当者数）、パールの搬入、製品の搬出計画、及びトラック等の運行計画（添付資料6①－4）
- ・ 分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所に係る資料（添付資料6②－1）
- ・ 分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所の配置図（添付資料6②－2）
- ・（分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所が借地である場合）土地の登記簿謄本、土地の構図及び借地に係る契約書の写し（添付資料6②－3）
- ・（古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等の規制対象となる場合）他の法令に基づく許可等を受けていることを証する書類（添付資料7）
- ・ 受託業務を確実に実施する旨の誓約書（別紙10）
- ・ 受託業務に必要な人員・車両・機材・設備等を調達する旨の誓約書（別紙11）
- ・ 営業概況書（別紙12）
- ・ 労働災害及び交通事故発生状況報告書（別紙13）

※ 別紙1から別紙9まで及び添付資料6①－1から添付資料6①－4までについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（2.1版）」（令和7年4月）を参照して作成すること。

（欠格要件に該当しないことを証する書類）

- ・ 定款及び商業登記事項証明書
- ・ 役員名簿（別紙14）
- ・ 役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、在留カードの番号が省略されていないものに限る。）
- ・ 欠格条件に該当しない旨の誓約書（別紙15）

（経理的基礎を有することを証する書類関係）

- ・（法人の場合）直前3年の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納税証明書
- ・（個人の場合）必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業開始及び継続に必要な資金等が確保可能であることを証明できる書類（現在すでに廃棄物処理業を営んでおり、既存の設備等を利用するため新たな資金を必要としない場合はその旨を記載した書類）

（その他 京都市での入札手続き上必要な書類）

- ・ 質疑書（別紙16）
- ・ 競争入札参加申請書（別紙17）
- ・ 委任状（別紙18）
- ・ 入札書（別紙19）